

2019年5月31日

各位

株式会社 みちのく銀行

### 保険新商品取扱い開始について

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、2019年6月3日（月）より、新たに介護保険の取扱いを開始いたします。

当行では、引き続きお客さまの多様化するニーズにお応えしていくために、商品ラインナップの充実およびサービス向上に努めてまいります。

#### 記

1. 取扱開始日 2019年6月3日（月）
2. 取扱店 全営業店
3. 取扱開始商品

商 品 名	一時払終身介護
引受保険会社	太陽生命保険株式会社
特 徴	① 被保険者が所定の要生活介護状態になった場合、一生涯介護年金をお支払いします。 ② 被保険者が亡くなられた場合は、「死亡一時金」もしくは「死亡給付金」をお支払いします。 ③ ライフプランの変更等があった場合、ご契約を解約・減額することで解約返戻金を契約者ご自身で受取ることができます。

【参考：「一時払終身介護」商品概要】

契約年齢	20歳～85歳
保険期間	終身
支払保証期間	【契約年齢：20歳～79歳】19年 【契約年齢：80歳～85歳】15年
保険料払込方法	一時払
最低限度（単位）	最低 200万円（10万円単位）
最高限度	基本年金額 【契約年齢：20歳～70歳】200万円 【契約年齢：71歳～79歳】150万円 【契約年齢：80歳～85歳】187.5万円 ※太陽生命のほかの介護年金等と通算して所定の限度があります。
被保険者	契約者本人またはその配偶者もしくは2親等内の親族
審査区分	告知書扱い
初回年金割増特則	第1回の介護年金額は「基本年金額×2」になります。

【ご留意いただきたい事項】

- ① 一時払介護保険は保険であり、預金等ではありません。したがって預金とは違い元本保証はなく、預金保険法に規定する保険金支払の対象とはなりません。
- ② 当行は生命保険の募集代理店であり、当行の生命保険募集人はお客さまとの引受保険会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- ③ 保険契約はお客さまの保険契約の申込みを引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。  
保険商品にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ④ 保険商品のご契約にあたりましては、パンフレット・契約概要・ご契約のしおり・約款等によりご確認ください。

※本ニュースリリースにつきましては、保険募集を目的としたものではありません。

詳細につきましては、お近くのみちのく銀行窓口またはホームページでご確認ください。

以 上